

社会福祉法人やすらぎ福祉会
金沢市地域包括支援センターかみあらや
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業者(地域包括支援センター)の概要

名 称	金沢市地域包括支援センターかみあらや
所 在 地	金沢市上荒屋1丁目39番地
介護保険事業所番号	1700100116
連 絡 先	076-269-0850
責 任 者 氏 名	伍賀 道子
サービス提供地域	金沢市(三和、西南部、押野)

2 事業者(地域包括支援センター)業務日及び業務時間

業 務 日	月曜～土曜
休 業 日	日曜、祝日、12/30-1/3
業 務 時 間	午前9時～午後5時

3 事業者(地域包括支援センター)の職員配置

職 種 と 人 員
(1) 管 理 者 1名(常勤兼務)
(2) 保健師、その他の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員 4名以上

4 利用者負担金

利用料	<p>【介護予防支援】 介護予防サービス計画作成に係わる費用は介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により被保険者証に支払方法変更の記載がある場合には、事業者にお支払ください。この場合、事業者は介護予防支援提供証明書を発行いたしますので、この証明書と領収書を添付して市役所の窓口申請していただくと、払い戻しされることがあります。</p>
	<p>【原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)】 ケアマネジメント作成に係わる費用は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。</p>
	<p>【初回のみ介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントC)】 ケアマネジメント作成に係わる費用は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。</p>
その他の費用	事業者の担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、サービス提供地域外への訪問・出張する際には、その交通費等の実費について支払が必要となる場合があります。

5 運営方針

①当センターは、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択にもとづき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

②当センターは、サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者には偏らないよう公正・中立に行います。

③当センターは、事業の運営に当たって、自治体、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みとの連携に努めます。

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの主な内容

申し込みからサービス提供までの流れ	主な内容
1. 利用申込みの受付	介護認定審査会において要支援認定を受けた者又は基本チェックリストに該当した利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明し、同意を得た上で、介護予防サービス計画作成依頼届出書または介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市に届け出ます。
2. 契約の締結	利用申込者と契約を締結します。
3. アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者と家族に対しアセスメントを行います。
4. 介護予防サービス・支援計画書原案の作成	アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、介護予防サービス・支援計画書原案またはケアマネジメント結果等記録表を作成します。
5. サービス担当者会議の開催	サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス・支援計画書原案について専門的な意見を聴取します。
6. 介護予防サービス・支援計画書の交付	利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス・支援計画書またはケアマネジメント結果等記録表を利用者又は家族に交付します。
7. サービスの提供	介護予防サービス事業者及び第1号訪問（通所）事業者に対し、介護予防サービス・支援計画書に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。
8. モニタリング	少なくとも3月に1回は利用者宅を訪問して面接し、計画の実施状況の把握を行います。それ以外の月は電話等で利用者と接触し、実施状況を把握。当該サービス事業者からも月1回聴取します。 ※テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合は6カ月に1回となります。
9. 評価	計画の達成状況に応じて随時評価を行います。

10. 介護報酬の請求	介護保険サービス利用実績を確認し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。
-------------	---

7 公正中立なケアマネジメントの確保

- ・利用者はケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の指定介護予防サービス事業者の紹介やその選定理由について事業者に求めることができます。

8 医療との連携

- ・指定介護予防支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、医療機関、緊急連絡先等へ連絡を行います。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

10 相談窓口、苦情対応

・提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用者及び家族からの相談・苦情を受け付けるための窓口を設置します。サービスに関する相談や苦情対応の体制及び手順は以下の通りです。

- ①苦情受付担当者が窓口となり電話及び書面などにより随時受付します。
- ②苦情受付担当者は受け付けた苦情はすべて、苦情解決責任者及び第三者委員へ報告します。第三者委員は苦情内容の報告を確認し申出人に報告を受け付けた旨を通知します。
- ③苦情解決責任者は苦情申立人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は必要に応じて第三者委員の助言を求めることができます。
- ④苦情受付担当者は苦情受付から解決・改善までの経過と記録について書面に記録し、一定期間毎に第三者委員に報告し必要な助言を受けサービスの質の向上に努めます。

金沢市地域包括支援センターかみあらや (苦情受付担当者)	電話番号 076-269-0850 FAX番号 076-269-0524 相談員(責任者) 伍賀 道子 対応時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時
---------------------------------	---

・法人として、以下のとおり苦情解決責任者及び第三者委員を置いています。第三者委員へ直接苦情を申し出ることもできます。

苦情解決責任者 やすらぎホーム施設長 長峰 あゆみ

第三者委員

氏名	職業	連絡先・方法
高橋 勝二	地域住民	電話 076-249-1205
中川 早苗	地域住民	電話 076-241-6319
松本 よし美	地域住民	電話 076-276-4207

・当事業所以外に次の機関において苦情申出等ができます。

金沢市福祉健康局 介護保険課	所在地 電話番号 FAX番号 対応時間	金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2264 076-220-2559 午前9時00分～午後5時45分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県国民健康保険 団体連合会（介護サー ビス苦情相談窓口）	所在地 電話番号 FAX番号 利用時間	金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎 076-231-1110 076-231-1601 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県福祉サービス運 営適正化委員会	所在地 電話番号 FAX番号 利用時間	金沢市本多町3丁目1番10号 社会福祉法人石川県社会福祉協議会内 076-234-2556 076-234-2558 午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

※石川県国民健康保険団体連合会及び石川県福祉サービス運営適正化委員会は、介護予防支援に関する苦情のみ対応となります。

1.1 事故発生時の対応

事故発生時には、利用者の安全確保を最優先にしつつ、ご家族、関係自治体に速やかに連絡し、必要な措置を講じます。また、事故の状況及びその際に採った処置について記録します。事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

1.2 秘密保持

- 1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。
- 3) 退職後も従業員であったものは正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことはありません。

1 3 虐待の防止について

当該事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、以下の対策を講じます

①虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	伍賀 道子
---------	-------

②虐待防止のための委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底しています。

③従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的実施しています。

④サービスの提供中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

⑤虐待防止のための指針を整備しています。

1 4 身体的拘束等廃止の取り組みについて

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その旨を本人または家族に説明しその同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況及び理由を記録します。